

議案第 75 号

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 26 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の施行に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

あきる野市下水道条例（平成 7 年あきる野市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定をした者」を「第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。